目 次

第1章	総則	
第1	目的]
第 2	用語	
第3	基準の範囲	1
第2章	通則	
第1節	審査上の留意事項	
第2節	各論	
第1	消防用設備等の設置単位	3
第 2	令別表第1の取扱い	{
第 3	令第8条等に規定する区画の取扱い	26
第 4	床面積・階の取扱い	37
第 5	無窓階	46
第 6	収容人員の算定	52
第7	届出の添付図書等	58
第3章	消防用設備等別審査基準	
第 1	消火器具	75
第 2	屋内消火栓設備	78
第 3	スプリンクラー設備	90
第 4	泡消火設備	156
第 5	不活性ガス消火設備	165
第 6	ハロゲン化物消火設備	179
第7	粉末消火設備	194
第8	屋外消火栓設備	207
第 9	動力消防ポンプ設備	208
第10	自動火災報知設備	209
第11	ガス漏れ火災警報設備	236
第12	漏電火災警報器	240
第13	消防機関へ通報する火災報知設備	243
第14	非常警報設備	259
第15	避難器具	290
第16	誘導灯及び誘導標識	302
第17	消防用水	336
第18	排煙設備	341
第19	連結散水設備	346
第20	連結送水管	348

第21	非常コンセント設備	361
第22	無線通信補助設備	362
第23	非常電源	367
第24	総合操作盤	394
第25	パッケージ型消火設備	413
第26	パッケージ型自動消火設備	415
第27	特定駐車場用泡消火設備	421
第4章	その他	
第1	「小規模社会福祉施設の防火安全指針」について	
	(平成22年3月25日安指第572号 予防部長通知)	426
第 2	「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」の一部改正について	
	(平成22年3月30日安指第577号 予防部長通知)	445
第3	「高層建築物の計画に対する指導指針」の改正について	
	(平成10年4月9日消指導第286号 予防部長依命通達)	451
第4	消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について	
	(平成2年3月30日消企第217号・消指導第313号 消防局長通達)	466
第 5	「横浜市火災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」の一部改正について	
	(平成30年11月26日消指第460号 指導課長通知)	477
第6	ちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準	
	(昭和60年8月26日消指導第115号 予防部長通知)	486
第7	フード等用簡易自動消火装置の設置基準について	
	(平成6年4月1日消指導第2号 予防部長通知)	505
第8	可動式ブースの取扱い	
	(令和3年2月19日消指第585号 予防部長通知関係)	515
第5章	早見表	
	消防用設備等設置基準項別早見表	531